

第 4 7 回 明石市環境審議会

日時 平成 2 3 年 8 月 3 0 日 (火) 午後 2 時

場所 あかし男女共同参画センター 会議室 1 ・ 2

○会長 皆様、こんにちは。それでは、定刻となりましたので、明石市環境審議会を開催させていただきます。副会長は 3 0 分ほどおくれて来られるというご連絡をいただいています。委員 A もおきているようです。お二人の委員がまだお着きじゃないんですが、他の委員の皆様がすでに暑い中、定刻どおり来ていただいておりますので、開催させていただきたいと思います。本日は、お忙しい中ご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

では、事務局から、資料の確認と明石市環境審議会の成立について確認をお願いいたします。

(審議会成立の説明)

○会長 ありがとうございます。

それでは、本日の審議会の次第をごらんいただきまして、議事について事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局 B 事務局 B でございます。まず、議事に入ります前に、今後のスケジュールにつきましてご確認させていただきます。参考資料 3 をごらんいただけますでしょうか。

本日の審議会ですが、資料の点線の四角で囲ったところの「8 月 3 0 日 第 2 回環境審議会」と記載された段階に来ております。前回の第 1 回目の審議会にて、めざす環境像、基本理念、施策の体系についてご審議いただきました。そこでいただいた意見、また、その後開催した市民会議で出た骨子案に対する提案を踏まえまして、本日の資料として骨子案を作成しております。まだ骨子案の段階ですので、計画のアウトラインということでご理解いただければと思います。本日の審議会におきましては骨子案ということ、計画に必要な項目がすべて盛り込まれてい

るのか、抜けている項目はないか、素案で詳細な記述をしていく上でこういうことも必要じゃないかというような視点でご審議いただければと存じますので、どうぞよろしくお願いたします。

今後、この骨子案といただいた意見をもとに、詳しい事柄について肉づけをしていきまして、次回の審議会にて素案としてお示しさせていただきたいと思っておりますので、次回以降の審議につきましても、あわせてよろしくお願いたします。

それでは、資料「(仮称)次期明石市環境基本計画(骨子案)」、参考資料1、前回の環境審議会で出た意見、参考資料2、市民会議で出た骨子案への提案、これらに基づいてご説明させていただきます。

まず、資料の「(仮称)次期明石市環境基本計画(骨子案)」に基づきまして説明させていただきますので、表紙をめくっていただきまして、1ページ目をごらんください。

第1章といたしまして、(1)環境基本計画とは、それから(2)これまでの経緯を記載しております。これまでの経緯につきましては、平成11年に本市の環境基本条例を制定してから、平成19年に現行の環境基本計画に改定しまして、エコウイングあかしを設立し、リーディングプロジェクトを進めていること、これらのプロセスについてご紹介しております。

2ページ目をお開きください。2ページ目には、計画策定の背景として、温暖化対策と生物多様性の個別計画を策定したことを記載しております。素案の段階では、県や国などの経過もあわせて一覧で掲載する予定にしております。

3ページ目は、計画の位置づけとして、環境基本計画が市の総合計画と環境の個別計画の中間に位置する計画であること、それと市の他の計画とも連携して進めていることを図に示しております。

4ページ目をお開きください。ここでは計画の対象を記載しております。1)として、対象とする環境としまして、①地球環境、②自然環境、③廃棄物、④典型7公害、⑤身近な空間における環境、これらを計画における対象とする環境と示しております。計画の期間につきましては、平成23年度から32年度の10年間としております。

5 ページ目からは、第 2 章としまして、市の概況について記載しております。1) として位置、2) として地勢・気候、次、6 ページ目に人口、土地利用、産業について記載しております。

8 ページ目をお開きください。ここからは、環境の現状についてまとめております。1 番目として温室効果ガスの排出量、2 番目として自然環境について、次の 10 ページ目からにつきましては、廃棄物、それから地域環境について記載しております。この部分につきましては、市民会議において意見がありましたので、ご紹介させていただきます。

参考資料の 2 をごらんください。この参考資料の 2 は、市民会議で出された骨子案に対する提案と、それに対して事務局がどういう対応をしたかについてまとめたものです。1 番目として、市民に読んでもらう工夫についてということで、多くの市民に読んでもらえるようにするために、身近で市民の関心のある情報をコラム的に掲載してはどうかという意見がありました。それから、その下の 2 の (3) の提案としまして、4 ページに記載している対象とする環境項目について、⑤の身近な空間における環境について、ここの環境の現状についての記載がないという指摘がありました。

これら 2 つの提案を受けまして、13 ページ目をお開きください。この 13 ページの四角で囲ったところ、ここにコラムとして明石の身近な環境に関する現状を記述していきたいと考えております。

続きまして、骨子案の 14 ページをお開きください。ここからは、前回の審議会で審議いただきました内容となっております。前回の審議会の意見を受けまして、またその後、開催した市民会議で出された意見をもとに変更箇所がありますので、ご説明させていただきます。

14 ページには、前回の審議会で、めざす環境像、基本理念、施策の体系の関係を図で示してはどうかという意見がありましたので、このような形で示させていただいております。

15 ページ目のめざす環境像ですが、参考資料 1 をごらんいただけますでしょうか。参考資料 1 の 1、明石市のめざす環境像について、2 つの意見がありました。叙情的で長いということと、環境に直接結びつかないフレーズがあるという意見がありまして、これに対して、めざす環

境像ですが、環境だけではなく経済や文化などのバランスを考えた文章になっていると事務局で理解しております。ということで、この3つの文章は残して、短いキャッチフレーズとして一文追加しております。それが、二重の四角で囲ったところの一番下に書かれた文章、「恵まれた環境と文化をともに守り育て、将来につなぐまち・あかし」という文章をキャッチフレーズとして考えております。

それと、市民会議でも、めざす環境像について意見がありました。参考資料の2、2ページ目をお開きください。このページの一番上、1行目の「水辺や里山」と後ろの「まち」を並べて、最初に書いたほうがいいのではという意見です。今回、骨子案のほうで示させていただいています、めざす環境像につきましては「水辺や里山そしてまちは光に映え、人々がにこやかに集う」と、このような文章になっております。もともとは「水辺や里山は光に映え、まちには人々がにこやかに集う」となっておりました。これを、「まち」を「水辺や里山そしてまち」というふうに前に持ってきております。そのように変更しました。

それから、めざす環境像の2つ目、「地球のすべてをいつくしみ」というのがあまりにも大き過ぎる表現ではないかということで、この「すべて」を削除しまして、今回の骨子案で示させていただいています「人と人とが思いやり、地球をいつくしむ」と修正しております。めざす環境像については、このような修正箇所がございます。

次に、16ページ目をお開きください。この基本理念につきましても、前回の審議会が出た意見を受けまして変更しております。

参考資料1をごらんください。参考資料1の2、計画の基本理念についてというところです。(1)の環境と直接結びつかない。ほかの計画でも基本理念で使えそうと。それから、「明石らしさ」とは何か。具体的な記述が必要ではないかという意見を受けまして、それぞれの基本理念に説明文を、骨子案の16ページになるんですけども、このように追加しております。

それから、基本理念の2つ目、「環境にやさしい暮らしと文化を育んでいきます」という表現で前回示させていただいたんですが、「環境にやさしい」というよりも「環境調和」という表現にしてはどうかという意見

を受けまして、「私たちは環境に調和したくらしと文化を育んでいきます」と修正しております。

また、3月の東日本大震災はライフスタイルに変化を与える大きな転機になったと。震災を受けて、環境とどうかかわっていくのかという視点が必要ではないかという意見をいただきました。これを受けまして、新たに4つ目の基本理念といたしまして、基本理念の4番目、「私たちは自然に対する畏敬の念を忘れず、市域外の環境にもつながり、成り立っていることの気づきを大切にしていきます」と、4つ目の基本理念を追加しております。

17ページ目になるんですけれども、基本方針について、これにつきましては前回の審議会におきまして、前の基本計画にあった基本方針がないのではないかという意見を受けまして、それぞれの施策につながる4つの社会の実現を基本方針として追加しております。

それでは、18ページ目をお開きください。施策の体系についてですけれども、これも4つ目の施策の方針、環境リスクの低減を前に出していたんですけれども、4番目として、低炭素社会とか自然共生社会、循環型社会と同じレベルとして並ぶのは、安全・安心社会ではないかという意見を受けまして、「安全・安心社会の実現」を基本方針の頭に持ってきております。このように変更しております。

それと、14ページに戻っていただきたいんですけれども、基本方針の図のところ、基本方針について、安全・安心社会が土台にあって、その上に自然共生社会、低炭素社会、循環型社会があるんじゃないかと。ベースとなるのは安全・安心社会だということで、その関係性をこのように立体的に表現しております。

前回の審議会でも審議いただいた、めざす環境像、基本理念、施策の体系についての修正は、以上です。

それでは、19ページ目をお開きください。ここからは、審議会委員の皆様にも今回初めてご説明する内容となります。

19ページ以降につきましては、4つの社会の実現に向けた基本施策について記載しています。1)の低炭素社会の実現、2)の自然共生社会の実現、3)の循環型社会の実現につきましては、それぞれ個別計画

がありますので、それに掲げる基本方針などをこの19ページに記載しております。

20ページ目には、安全・安心社会の実現として、これは個別計画がありませんので、基本施策の12、地域環境を調査・測定し、環境保全に努めます。13として、人の健康や生活環境へのリスクの少ない社会を目指します。2つの基本施策を定めております。また、それぞれの4つの社会にまたがる施策といたしまして、5番目の横断的施策としまして、基本施策の14から17、4つの施策を定めております。

それでは、21ページに参りまして、計画の推進体制についてご説明させていただきます。計画の推進につきましては、これまで同様、市民、事業者と協働で進めていくことには変わりありません。これまでの取り組みをより発展していくよう進めていきたいと考えております。

市民会議では、参考資料の2の2ページ目、5の(4)のところにある意見なんですけれども、各主体との連携について、このように記載されているように、これは行政主体の記述になっているのではないかと。「各主体との連携」ではなく「各主体の連携」ではないかという意見がありました。これにつきましては、協働で取り組んでいくことについては今後も変わらないと考えております。骨子案にも21ページの計画の推進体制と書かれた下の文章、「環境基本計画を推進するためには、市が率先して施策を進めるとともに、エコウイングあかしを中心とした協働体制をより充実させ、取り組むことが必要です」と、これを追加しております。この文章につきましては、市民会議で出させていただいた骨子案にはなかったものなんですけれども、今回追加した形で示させていただいております。

それから、22ページをお開きください。22ページにつきましては計画の進行管理についてなんですけれども、2)の情報の共有、これも市民会議で出したときには情報公開という表現にしておったんですけれども、明石市の市民参画条例でも「情報公開」ではなく「情報の共有」という言葉を使っております。そのようなことが市民会議でも意見がありましたので、「情報の共有」という表現にしております。

23ページ目をお開きください。ここは、環境行動指針についての記

載となっております。明石市の環境基本条例第7条において、市、事業者、市民が行動する上で配慮すべき指針を定めることとなっております。具体的内容につきましては、素案でもう少し具体的な事柄についても記載していきたいと考えております。それぞれ市、事業者、市民の環境行動指針について記載しております。

以上が骨子案についての説明となります。ここでは、今回は第7章につきましては記載しておりませんが、第7章として詳細な資料とかデータ、計画策定の経緯などを追加しまして、また本日お示しした骨子案をもとに文章を肉づけしていきたいと考えております。次回の環境審議会に素案として提示いたしまして、ご審議いただく予定です。この骨子案をもとに素案を策定していくわけなんですけれども、計画に必要な項目がすべて盛り込まれているか、抜けている項目はないのか、素案で詳細な記述をしていく上で、こういったことも書くべきではないかというようなことがございましたらご意見をいただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○会長 ありがとうございます。では、きょうご出席の委員の皆さん全員おそろいで、よろしくお願いいたします。

まず、きょうの第2回の環境審議会の直接的な目的としましては、今ごらんいただいております骨子案の21ページ以降がきょう新しいところですね。

○事務局B はい。

○会長 そうなんです、前回の審議会の皆様から大変貴重なご意見をいただきまして、それがこの基本計画の柱となるところですので、市民会議でいただきましたご意見とか、それから環境審議会においていただきましたご意見に従って、修正したところについてまずご意見をいただきたいと思っております。今ごらんいただいております骨子案の14ページから20ページまで、このところがこの計画の非常に重要な柱となるところなんですけれども、前回、市民会議と審議会の委員の皆様からほんとうに貴重なご意見をいただきまして、そしてそのご意見に対しまして非常に血のにじむ努力をいただいて修正をいただきました。今回お示しいただ

いているこの骨子案は、前回から比べまして非常に具体的になって、そして骨組みがよくわかるようになっておりまして、できる限り皆様からいただきましたご意見に対しましてきちっと考えて対応いただいているわけなんです。

ごらんいただきまして、例えば明石市のめざす環境像であるとか基本方針、基本理念、そのあたりで前回いただきましたご意見に対して修正追加いただきましたご意見以上に、こういうところが必要であるとか、これはちょっと修正の意味が違うとか、そういうふうなご意見をまずいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員 B その前に、今審議している次期明石市環境基本計画骨子案ですけども、これ、日にちがきょうの日にちになっています。市民会議のときは市民会議の日にちであって、これより古い内容ですが、現在審議しているのは8月30日のものについて審議しているのだということをはっきり議事録ないしは議事のところに示す必要があるんじゃないかと思いません。

○会長 では、議事にいろいろな修正追加を加えまして、本日出していただいている骨子案について審議しているということをはっきり明記していただく、それでよろしいですね。

○委員 B はい。

○会長 つまり、今、委員 B からいただきましたご意見は、市民会議などでいただきましたご意見に従って修正して、修正後のものがこれなので、どの時点のものについて言っているのかということをはっきりしてほしいということですね。

では、今までの2回の市民会議、1回の環境審議会、それに続く市民会議を経て修正してできたこの骨子案について、ご意見をいただきたいということです。よろしく願いいたします。

では、皆さんにお考えいただいている間に、14ページの図、前回の環境審議会でもいただきました立体的に表現したほうがいいのか、優先順位がわかるようにしたほうがいいのか、非常に難しいご意見に対しまして最大限ご苦労いただいて、非常に工夫していただいた図ではあるわけなんです。それからもう1つ、本日ご議論いただきますのは、この骨子

案の段階で、細かい文言につきましては素案の次回の環境審議会のときにまた追加したり修正したりできる可能性がありますので、きょうは細かい文言のところまで、例えば文章の中の文言まで及ぶ必要はないかもわからないんですが、例えば14ページの非常に計画を代表するような図なんです。基本方針のところ、自然共生社会、低炭素社会という社会が、安全・安心社会の上に3つの目標が乗っているという図なんですけれども、この図だけでいきますと、基本方針が自然共生社会、低炭素社会という、その基本方針と何とか社会は直接は対応しないので、やはりその基本方針のところに、17ページの一番上から2行目のところに書いてありますように「明石市のめざす環境像を実現するため、以下の4つの基本方針を掲げる」と書かないと、いきなり自然共生社会自身が基本方針ではないので、その1行を入れとかなないと、方針は考え方とかという意味です。自然共生社会そのものが考え方というわけではないということで、こういう社会を目指しますとか掲げますというふうな一文を基本方針のこの黄色いところに入れとかなないと、意味が通じないのではないかと思います。根本的にかかわるようなところでご意見をいただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

それから、前回も委員の皆様からご意見があったと思うんですが、例えば15ページの明石市のめざす環境像のところの文章の2行目のところに「100年先までの間」という、100年という数値があるんですが、これはいかがでしょうか。100年という、この基本計画は初めのほうに書いてあるんですが、この計画の目標とする期間は10年なんです。10年というのが先に書いてあって、ここのわりと重要なめざす環境像のところ、100年先という、その100年と限定してある、「100年先」と書いてあるのがどうかなというご意見は前回にもあったと思うんですが、いかがでしょうか。私は、これは「将来にわたり」とかという言葉のほうがいいのではないかなと思うんですが。前回の今までの環境基本計画にも100年先という数値が書いてあったので、それを継承して100年先ということ、その数値が出ていることは出ていると思うんですけれども、100年先と言ってしまうと、例えば今回の東日本大震災のように非常に大きな変化があるかもわからないし、例えば理科

系のご出身の方はわかっていただけたらと思うんですが、では50年先はどうか。工程表のように20年、50年、70年みたいな区切りを設けないといけないみたいな感じを受けるので、このめざす環境像のところでは、もう少しじっくりと「将来にわたり」のほうがいいのではないかと私は思うんですが、皆さんいかがでしょうか。

○副会長　私もそう思います。

○会長　いかがですか。ここ、100年先と言ってしまわないで、「将来にわたり」でいかがでしょうか。将来というのが100年なのか200年なのかぼんやりするかもわからないんですけども、先を見通してというのは、必ずしも100年と限定するものではないという感じで、「将来にわたり」でいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○会長　では、「将来にわたり」とさせていただきたいと思います。
ほかにいかがでしょうか。

○委員A　少し文言的なところにもなるかもしれないんですが、16ページと17ページにわたる部分で、16ページの基本理念の4の中に、一番最後の項目の中で「リサイクルの更なる推進」という書き方をされていて、その方針のほうでは「発生抑制優先の原則」という形で、この循環型社会のこととリサイクルの推進という形で、矛盾するとまでは言わないんですけども、少しここの部分の統一を図ったほうがいいのかなど。循環型社会にするのか、3Rのさらなる推進という形にするのかというところで、そのあたりの重視する理念の統一を図っていただきたいなというところです。

○会長　ありがとうございます。今、委員Aのご意見は、16ページの下から2行目の「リサイクルの更なる推進」という言葉があるんですが、それともう1つ、17ページの大きなゴシックで書いてあるところの3、循環型社会の実現というところで、①、②とあるんですが、①で「発生抑制優先の原則」であるとか、もう少し上のほうで、リサイクル量とかリサイクル率とか、リデュースのこととか書いてあるところがあるので、

16ページのほうも、もう少し3Rを含んだような表現にしておいたほうがいいのではないかとということです。つまり、3Rの中の、この言葉でいうと16ページが再生利用だけを指しているような印象を与えるので、もう少し全部を含んだようなということです。

では、こここのところ、両ページでバランスがとれるように修正をよろしくお願いいたします。

ほかにはいかがでしょうか。少しわかりにくいところがあると思うんです。例えば、今見ていただいております17ページに、基本方針として1、2、3、4と挙げてありまして、1が低炭素社会の実現、2が自然共生社会の実現、3が循環型社会の実現、4が安全・安心社会の実現となっております。その基本方針がそのまま次のページの第4章の18ページの基本方針と書いてある①、②、③、④の低炭素社会、自然共生社会、循環型社会、安全・安心社会となっているんですけども、施策の体系という推進施策のところでは、この4つの基本方針を実現するための横断的施策として⑤横断的施策がその4つ全部にかかわりますよということで、5番目に横断的施策が挙げられているんですね。ですから、17ページに挙げられている基本方針である4つの社会の実現プラス、それらすべてを実現させるための横断的な施策として⑤が加えてあるんですね。こここのところがちょっと複雑な感じになっているんですが、それぞれの、例えば低炭素社会の実現という基本方針については基本施策としていろいろ具体的に書いてあるんですが、既に個別計画として、例えば低炭素社会の実現ということに関しては「ストップ温暖化！低炭素社会のまちあかしプラン」という個別計画がありますので、具体的なことはその個別計画でやっていこうということで、もう少し大まかな抽象的な表現で、こここの基本施策として挙げられているわけなんです。そういうふうな意味で、次のところにかかってくるわけなんですけれども、基本施策として何か抜けていることはないかということですが、いかがでしょうか。

多分、こここのところわかりにくいんじゃないかと思うんですが、例えば18ページの(1)施策の体系というところの次の文章にあるんですが、「前章のめざす環境像を実現するためには」①、②、③とあるんです

が、多分「するためには」の次に「基本方針にある」と書かないとわからないんじゃないかなと思うんですが。「基本方針にある」①低炭素社会、②自然共生社会、③循環型社会、④安全・安心社会の実現に加えて、⑤横断的施策が考えられますと書かないと、前のページとの関連がよくわからないと思うんですね。

それと、次の行に「本計画の施策体系を以下に示します」と書いてあるんですが、「本計画の」というと、また一番先頭の本計画に戻ってしまうので、「これらを実行していくための施策体系を」というふうに、「これらを実行していくための」としたほうが、この章で説明していることにぴったり当てはまるんじゃないかと思うんです。

それから、皆様にぜひ伺いたいんですが、市民会議のご意見だったと思うんですが、14ページの図をもう一度ごらんいただきまして、基本方針と基本理念が並列なのか、どちらが上下関係に来るのかよくわからないというご意見があったと思うんですが、この基本方針と基本理念の関係はいかがでしょうか。委員B、これでわかりますか。

○委員B 基本的な理念に基づいて基本方針を実施するというので、ここに進行が書いてあるから、これでもいいんじゃないかと思えますけどね。

○会長 そうですか。そしたら、やはり……。

○副会長 14ページの下の方と、それから16、17ページの基本理念、基本方針の並び方からすると、14ページの図のところの基本理念を先に持ってきて、まず基本理念があって、次に基本方針として、その4つの基本社会の実現をするというふうに、書き方の順番に合わせて、図も上から基本理念、方針としたほうが、対応の関係がつくんじゃないでしょうか。

○会長 そうですね。今、副会長がおっしゃったのは、16ページでまず基本理念が来てるんですね。その後に17ページで基本方針があるんですね。先ほど委員Bからのご意見にもありましたように、この基本理念に基づいて基本方針を実行していきますということであるなら、基本理念を上にしたほうがいいのではないかと、順序として。あるいは、以下の基本理念に基づいて基本方針を実行していきますという文言を加えるとか、どちらが先に来るのがよくわからないですね、この図で。

このページの組み方で一番素直なのは、基本理念を上を持ってきたほうがいいんじゃないかという気がするんですが、いかがですか。

○事務局 A 実 は事務局の中におきまして、今のご意見の順番であろうという見解には達しております。ただ、表現の方法として1つ言えるのは、基本方針がまず前回の審議会で立体的にというご指摘がございました。このところで基本理念と基本方針の並び方が基本的には平面的なものであるもので、それをどういう形で表現しようかなということで、ささやかな抵抗かも知れませんが、基本理念の色を全面で囲ったような意味がございました。

○会長 なるほど。それが下地にあると。

○事務局 A だから、基本理念が土台にあって、その上に基本方針が立体構造にあるという表現にしたつもりだったんですけれども、今のご意見をお聞きすると、それが皆さんにおわかりになっていただけないということで、どうしようかなというのは事務局でも考えてみます。

○会長 でき上がったものを見たらどうということないんですけど、非常に工夫していただきまして、この立体的にするのにご苦労いただいたと思うんですが、今のご説明は、基本理念は薄いグリーンのところを基調としてというか、土台としてあるので、その土台としてグリーンのところを基本理念を載せて、その上に積み上げるように基本方針が載っているという意味なんですけれども、考えようによっては基本理念を上を持ってきてもそのことは表現できるというへ理屈も考えられると思うんですが、皆さん、いかがでしょうか。

○委員 C 今のことはそのとおりかも知れないんですけども、そうすると、この第3章の一番頭に書いてある「計画の基本理念とめざす環境像」というのが、書き方が反対ではないかなと。「めざす環境像と計画の基本理念」ではないのかなという気はせんではないですね。

それともう1点、これは細かい話で申しわけないんですが、17ページの2の自然共生社会の実現の3つ目のポチの下から3行目「本市では生物多様性あかし戦略を策定し」というのは、これは23年3月に策定済みですので、「戦略に基づき」とかいうふうにされたほうがいいのではないかなと思います。

○会長 ありがとうございます。

では、委員の皆さん、いかがでしょうか。今の委員Cのご意見は、14ページの第3章のタイトルとして「計画の基本理念とめざす環境像」となっているので、その文言どおりにこの図をひっくり返すか、それはまた逆に言えばタイトルをひっくり返すという方法もあるわけですね。「計画のめざす環境像と基本理念」としてもいいわけで、そうするとこの図の上下関係が変わってくるわけなんですけれども、考え方としては「めざす環境像」が先にあったほうがいいのではないかと。何となく遠い目標みたいなものを定めて、それに基づいて基本理念があるという順番でいくと、むしろタイトルの順序を変えてはいかがでしょうか。

いかがですか、皆さん。今の委員Cのご意見で言えば、タイトルに従って、むしろ図の上下を逆転したほうがいいということになりますね。

○委員C どちらか統一されたらいいのではないかな、だけの話ですね。

○会長 統一したほうがいいですね、タイトルと図の順番をですね。

副会長、いかがですか。

○副会長 いろんな考え方がありますので、という答えです。

○会長 では、これはほんとうにセンスの問題というか、いろいろなご意見があると思いますので、この立体的にするのに非常にご苦労いただいたと思いますので、この図の見え方というかバランスがあまり崩れないように、もう1回検討させていただきたいと思います。多分、今の皆さんのご意見では、どっちじゃないといけないということはないと思いますので、順序がちゃんと整合がとれるように、タイトルか図の順序を変えるということだと思しますので、この苦労の結晶である図をできるだけ生かしていただきたいと思います。

○委員D 基本理念の④番のところなんですけれども、基本理念は全部「私たちは」という書き出しで主語が始まっているんですが、4番のところ「私たちは自然に対する畏敬の念を忘れず、気づきを大切にしていきます」という文章なんですけれども、真ん中に入っている「市域外の環境にもつながり、成り立っていることの気づき」というのが、何が「市域外の環境にもつながり、成り立っている」のかが何かわからないんじゃないかなと思うんです。例えば「私たちは自然に対する畏敬の念を忘れず」、

例えば「私たちの暮らしが市域外の環境にもつながり、成り立っていることの気づきを大切にしていきます」というような書き方にしないと、この文章だけ読むと、何とつながって成り立っていることを気づいて大切にしていこうというのかがよく読めないように思うんですが。

○会長　　わかりました。では、ちょっと文章が長くなるんですが、「市域外の」という前に「私たちの暮らしが」のような、関係性のわかる言葉を入れたほうが良いということですね。

○委員D　　はい。

○会長　　わかりました。それと、今、委員Cからのご意見で私、確認するのを忘れたんですが、17ページの2の自然共生社会の実現の3つ目の点のところで「本市では生物多様性あかし戦略を策定し」というところがあるんですが、「策定したあかし戦略に基づき」というふうな言葉に変えたほうが良いということですね。

○委員C　　書くんだったら、「策定し」と入れるんでしたら、多分、平成23年3月に策定したこれこれに基づき、なんですけれども、それになるとくどくなるので、単にこれがあるんだったら「あかし戦略に基づき」ぐらいのほうが良いのではないかと。これだったら、これから策定するような受けとめができる、受けとめる方もおられるのではないかなということですね。

○会長　　先にできている個別計画という意味で、「に基づき」としたほうが良いということですね。委員E、いかがでしょうか。

○委員E　　さっきの図と16、17ページの計画の基本理念と基本方針との関係が、例えば17ページの基本方針のところを見てると、「明石市のめざす環境像を実現するため、次の4つの基本方針」という形で書かれているんですけども、図を見ると、先ほどの説明からすると、基本理念に基づいて基本方針をという位置関係になるのか、この基本理念と基本方針と明石市のめざす環境像が、微妙に図とこの表現とがずれているというか、整合性がとれていないんじゃないかと思うんですけどね。

○会長　　そうですね。少しずつずれているというか、逆転したりしながら揺れ動いている感じがあるので、もう少しこの図の順序とかページ数の順序とかもちゃんと検討したほうが良いということで、この図と書く順番と

か、基本理念と基本方針とめざす環境像の優先順位とか、もう少しここをよく考えて、ご意見を反映して考えさせていただきます。ここは非常に重要なところなので、じゃあこうしましょうかと今ぱっと言いにくいので、もう一度検討させていただきたいと思います。

ほかにいかがでしょうか。

○委員 F ちょっと教えていただきたいんですけども、14ページの基本方針の立体的な表現がありますよね、それと17ページのそれぞれ基本方針の1番から4番まで。安全・安心社会の実現というのは、それぞれ上の3つの実現によって構成されるものということで、すべてのベースになるという感じかなと思うんですけども、このイメージを優先するのであれば、こちらのほうの基本方針の書き方も若干ベース的な表現をする必要があるのかなという気がするんですけども。

次の18ページのほうも、1番から4番まですべて同じ横並びの状態になっていますので、それがいいのかどうか、私よくわからないんですけども、そういったところで工夫されているんですけども、すべて全部つながっていると思うんですね。ですから、手を組んだような表現をすとかいうことをしてもいいのかなという感じですけど。

○会長 ありがとうございます。14ページの図では安全・安心社会が他の3つの方針のベースとしてどんとあるという書き方になっているんですけども、17ページとか18ページでは4つの社会が並列というか、同じ重さで並んでしまっているんで、例えば17ページの基本方針の順番、安全・安心社会をトップに持ってくるとか、18ページの施策の体系の並べ方でも、安全・安心社会の実現がもう少し横に広がっているみたいな、もっとベースにあるような書き方があるんじゃないかと。ここはビジュアルな工夫のしどころなんですけど。

○委員 F 工夫されていると思うんですけど。

○会長 ここは非常に苦労されて、この横断的施策をどう表現するかというところは非常に苦労されたと思うんですけども、しかも白黒でコピーしたときにもちゃんとわかるように苦労されていると思うんですが。確かに委員Fのご意見のとおり、安全・安心社会の実現がすべてに関連している土台としてあることなんだということがわかるように、せめて例え

ば安全・安心社会が④になっているんですが、これを①に持ってくるのか、あるいは④のままで18ページの図でもう少し横に引っ張るとか、そういうふうな工夫の仕方があるのではないかと思います。これも可能かどうかはわかりませんが検討を、ビジュアルな表現の仕方は非常に難しいので。わかりました。

○副会長　　ビジュアルに書くというのが前回の課題になって、その推進施策の今のところ、書いてある内容が18ページと19ページ、全く同じなわけですよね。例えば、低炭素社会の実現というのが左の上のほうにありますけど、具体的に基本施策として「市が率先して温室効果ガス削減のための」とか「市民・事業者に地球温暖化対策の」というように4つ並んでいます。これ19ページの基本施策1、2、3、4と書かれているのと全く同じものを図の中に入れていますが、ちょっと冗長な感じがするとか、これはやっぱりそこまで図であらわさんといかんのかね。

○会長　　図というのは18ページの図ですか。

○副会長　　そうですね。これ図4-1となってますね。これは、右に書かれているやつを図の中に書き込んだだけなのかな。そうすると、同じものが両方のページにあって……。

○会長　　ごちゃごちゃしている。

○副会長　　ごちゃごちゃしているとか、情報量としては倍にふえているわけではなくて、2つに書かれている感じがするんですね。図の4-1のほうは不必要か、あるいは基本方針の中のもう少しエッセンス的なものを書くか。ここの個別計画はこうであると、これは情報としては入っていますが、あとはちょっと冗長な感じがするので。

○会長　　18ページの施策の体系の図の基本施策というところが、確かにちょっとごちゃごちゃしているというところはあるんですが、ただ、19ページの基本施策1にいろいろ書いてあるんですが、これはこれから文章としてどういうことをやるかということが入っていくということですね。

○事務局A　　はい。一応、実は事務局で全ページも含めてかなり構成ということで議論はしました。だから、平たく具体的に申しますと、この14ページの図をまずどこに入れるかという議論がかなりございました。17ペ

一ジの、先にずっと1、2、3を書いてから最後に図かなとか、いうと次とつながらないとか、いろいろな意見がございまして、一応構成としては、ここの計画の部分は先に図を示して、具体的なことは1番、2番、3番と記述していっていると。推進施策につきましても、施策の体系をまず図化することによって、次に実現する基本施策の具体的な内容に移っていこうという構成をさせていただいています。そういうことで今回お願いしますのは、今は骨子案ということで表題だけ書かせていただきますけれども、この中で説明をさせていただくと。だから、特に私どもの事務局で一番心配なのは、この表題の中で大切なことが欠けていないかなというのが非常に私どもの一番の心配になります。それか、今の時代にこんなのはもう合っていないんじゃないかとかいうふうな逆のご意見もあろうかと思しますので、またそういうのもいただければと思います。

○会長 わかりました。つまり、今、18ページ、19ページで全く同じような項目みたいなのが挙がっているのがしつこいという感じがするわけなんですけれども、19ページの基本施策1「市が率先して」、例えばこういうところは、その下に具体的なことが入っていくということなので、全く同じことを繰り返し書いているという意味ではなくて、ここに文章が入るための項目として挙げているということなんですけれども、基本施策として挙がっていることで、抜けている内容がないとか、あるいはもうこういうことは今は必要ではないかというご意見をいただきたいということでよろしいですね。

○事務局A はい。

○会長 今、副会長からいただきましたご意見につきましては、文章を入れてやってみたときに、あまりしつこくなるようだったら、18ページのほうの基本施策の表現の仕方をもう少し短くするという手はあるかもわからないということですね。例えば「取り組みを行います」の「を行います」ぐらいを切ってしまうてもわかるかもしれないということですね。

 では、できるだけ無駄な重複はやめるということにしましても、内容についていかがでしょうか。基本施策として書かれている内容につきまして何か足りないものとか、これはもう必要ないんじゃないかという。

○委員 A 今、並んでいる基本施策なんですけれども、これは個別計画の中で大きく掲げられていたものをそのままそれぞれに当てはめているという状況と理解してよろしいですか。

○会長 そうですね。

○委員 A その場合、こういうふうに統合的に施策として見たときに、例えば低炭素社会の実現の中に「3Rの推進により、CO₂排出量の削減を図ります」というのがあるんですが、3Rの推進は、そもそもどちらかという循環型社会の実現の施策であって、結果としてCO₂も削減されるということになるかと思えます。おそらくほかにも幾つかそういう関連の施策があるのではないかと思いますので、目的によって施策をここでまとめるときには、むしろ分けられるようにしたほうがいいのではないかなというのを1つ思えます。

それから、前回も少し議論にあった、そういうエネルギーのことを削減するだけではなくて、需給的なことをどう考えていくのかという要素などが安全・安心社会の実現のあたりに少し入ってくると、今の状況に対応していくということにもつながっていくんじゃないのかなと思えました。

○会長 ありがとうございます。今いただきましたご意見、18ページの①の低炭素社会の実現の中の基本施策の最後で「3Rの推進により、CO₂排出量の削減を図ります」というのがあるんですが、これはむしろ循環型社会に属するというところで、施策としていろいろなものにまたがっているものがあるので仕方がない面はあると思うんですが、やはり3Rというキーワードは、優先度からいうと循環型社会に回したほうが、そこで言ったほうがよりいいのではないかと思いますので、これから素案として文章で表現するときに、むしろ19ページのほうで、そういうことによる二酸化炭素の削減も図るとかいうのをまぜながら、基本的な項目としては循環型社会のほうが適切ではないかと。3Rというキーワードが入る限りですね。

それから、前回も複数の委員の方からご意見をいただいたと思うんですが、今、委員Aがおっしゃった、例えば再生可能エネルギーのことなどをもう少し盛り込んではどうかということですよ。それを安全・安

心社会であるとか低炭素社会であるとか、その辺に再生可能エネルギーのことももう少し積極的に出してはどうかと、できる限り推進するみたいなものをですね。わかりました。ほかにいかがでしょうか。

○副会長　先ほど「生物多様性あかし戦略」のお話、既に策定したものであって、それをもとにしてという話がありましたけれども、ここの18ページに書かれているのは、それぞれの基本方針に対する、既にでき上がった個別計画が書かれています。ここに4つ挙げられているのは、例えば低炭素社会であれば「ストップ温暖化！低炭素社会のまちあかしプラン」の中の4つの主要な軸です。。じゃあ、ここの環境基本計画は、既にある計画をそれぞれつなぐために書くものなのか、あるいはそれをさらにどう変えていくのかを書くものなのか、そこら辺の整理が必要じゃないかと思いました。ですから、先ほどの「3Rの推進により、CO₂の削減を図ります」、これは「ストップ温暖化！低炭素社会のまちあかしプラン」の中に書かれている内容ですよ。それを、こういう3つの社会で見たときに、それをもう1回組み直していくようなこととして考えるのか、それとも既にあるものをどうつないでいくかという話で考えていけばいいのか、そこら辺の方針はどういうものなんですかね。根本的なところに立ち戻るんですけど、基本計画を既にある計画とどういうふうに関連づけていくのかについて。

○会長　大変貴重なご指摘なんですけど、3ページをごらんいただければイメージしていただけると思うんですけど、この環境基本計画は個別計画の上位計画なんです。ですから、本来はこの基本計画が先にあって、それに基づいて個別計画ができるという順序のほうが望ましかったのかもわからないんですけども、個別計画のほうはもう先に策定されて、2つの個別計画が策定されていて、副会長が会長をやっているらっしゃる廃棄物の基本計画はまだできていないんですけども、その3つの個別計画がほとんどできていると。その上に乗る形でこの基本計画が上位計画としてあるので、副会長のご質問からしますと、つなぐとともに、その上位計画なんです。ですから、より抽象的というか、3つの個別計画を抽象的に表現したものがこの基本計画に乗ってくるべきですので、単に個別計画の既に決まっていることの文言をピックアップしてくるというよりは、

むしろそれをまとめた文言が入ることが望ましいわけです。キーワードを飛ばすことなく抽象的に表現するのが一番望ましいんですが、それは非常に難しい作業になるんですけれども、個別計画と矛盾しても、またそれもおかしいんですよ。だから、個別計画の中での重要なことをここに挙げるということになります。よろしいですね。

○副会長　　ということは、あまり細かい具体的な話を書くのではなくて、理念とか概念に近い部分で、その3つあるいは4つの社会の整合性をとったり、それぞれの目的の位置づけをはっきりさせるというところがこれの目的であって、基本施策もそれに従って内容を吟味しないといけないという形ですね。

○会長　　そうです。それでよろしいですね。

○副会長　　わかりました。

○会長　　ですから、一番よくないのは個別計画と矛盾するというか、全く別のことが書いてあるとおかしいということなんです。ですから、個別計画の精神と言ったらおかしいですけども、考え方とかをここに抽象的に表現してあって、個別計画の関連性がわかるように示してあるのが一番望ましいわけなんです。それが実はキーワードをとっていくと非常に難しいことになってしまうと。例えば、③で循環型社会の実現というところがあるわけなんですけれども、今、非常に審議が進んでいるところなんです。そこでやっていることの重要なことがここで抜けてないでしょうかという意味です。

安全・安心社会の実現というのは、個別計画という具体的なものはないので、先ほどのご意見でもいただきましたように、再生可能エネルギーであるとか安全・安心につながる、ここで個別計画にないような内容が入ってきてもいいというか、来るべきだとか、そういうことになるということです。いかがでしょうか。

もし特になければ、先ほどの3Rのこととか再生可能エネルギーのところを反映させていただいて、素案の段階で、ここでいろいろ文章を入れてきた後で、またどうしてもという追加すべきことがあったらご意見をいただきたいと思います。

では、時間の関係もありまして、きょうのメインのところになるわけ

なんですが、21から23ページの第5章 計画の推進と第6章 環境行動指針、進行管理であるとか、ここにつきましてはいかがでしょうか。

○委員 E 計画の進行管理なんですけれども、先ほどちょっとありました環境基本計画のほう上位計画ということであれば、各個別の計画の進行管理もここですることになるのか、それとも進行管理自体は個別のほうでやって、もっと大きなところだけこちらでやるのか、その辺はどういうふうにお考えなんですか。

○会長 進行管理が個別の進行管理からそれぞれ発していて、この環境基本計画としての進行管理がまた大きくあるということになりますよね。またそれを言い出すと立体的になってしまうわけなんですけど、この環境基本計画ではすべてがうまくいっているかどうかをチェックすることになると思うんですけれども、しかし上位計画としてちゃんと発しているかどうかを進行計画として見張っていく、進行計画としてチェックしていくということじゃないかと思うんですが。

○委員 E 例えば19ページの基本施策を今後どういう形にされるかわからないんですけれども、この辺の基本施策ごとで進行管理をされるようなイメージなんですかね。例えば進行管理をしていく中で、この施策についてどれぐらいできたとか、できていないとかいうような、その辺どういう形で考えておられるのかがいまだによくわからないんですけれども、例えば基本施策、低炭素社会の実現の中で幾つかの施策がありますよと。その施策についての進行管理は一つ一つやっていくのか、それとも全体でやるのかということもあると思うんですけれども、その場合にその施策が例えば先ほど言いました個別の計画と当然ありますので、そちらとこちらでの両方ともを進行管理をやる形なのか、一考されるのであれば、その辺をきちっと整理された上で進行管理をどうするかが必要かなと思います。

○会長 ありがとうございます。つまり、進行管理という限り、具体的に何か施策が挙がって、マル・ペケとかいうふうになっていくわけですから、その具体的なチェックの対象となるものは何なのかということですよ。それはいかがでしょうか。結局、具体的に挙げるとすると、その項目はどここのところが該当してくることになるんですか。例えばリーディング

プロジェクトであるとか、先ほどの例として挙げていただいたのは、委員Eからいただきましたのは、この書き方でやると、チェックの進行管理の対象となるのは、19ページにこれから肉づけされていく基本施策について具体的な進行管理をしていくというイメージでよろしいんでしょうかということなんですが、いかがですか。

○事務局B 進行管理につきましては、市で導入しています環境マネジメントシステムでやっていくつもりです。

○会長 それは、手法はそうなんですが、つまりチェックする対象は何なのかということ。

○事務局B 対象は、環境マネジメントシステムは当然庁内の施策になりますけれども、その他のリーディングプロジェクトとかにつきましては、この審議会で年度ごとの環境レポートをつくりますので、そのときにその中身を見ていただくことが進行管理のチェックをしていただくことになるんですけれども。

○事務局A おっしゃっている部分について、やはり進行管理の対象になるのは、ここに述べられている基本施策が対象になろうと思います。それぞれの個別計画ではそれぞれの分野においての……。

○会長 もっと具体的なものがありますからね。

○事務局A はい。具体的なチェックを行いながら、それを抽出してきた格好で、ここの基本施策のところについて進行管理をこの基本計画で行うと。それで、先ほども申しましたように、環境レポートという形で皆さんにそれを公表していくような格好をとりながら、全体のバランスを考えていきたいと思っていますけれども。

○会長 ご理解いただけましたでしょうか。結局、19ページに掲げられている基本施策1、2、3、4とかがあるわけですが、これをすごく具体的にすると個別計画にいつてしまうわけなんです、一応基本計画として挙がっている基本施策としてこれから具体化されていく、そのことに対してチェックをかけることになる。その書き方というか表現の仕方は、環境レポートとかそういう中で、どの施策がここで挙がっているかという関係をちゃんとして、マル・ペケとかそういうふうなやり方になるし、一方でリーディングプロジェクトとして発している部分もあるので、そ

れをあわせて表現していくかどうかは、まだ具体的にやってみないとわからないというところがあります。よろしいですか。

○事務局 A 今のご意見をいただきまして、個別計画と環境基本計画の対象をもう少し整理して、中に盛り込めたらと考えます。

○会長 はい。よろしいでしょうか。

○委員 G 今の21ページと22ページのところになるんですけども、事前に送っていただいた資料は協働の体制みたいなものが丸で囲ってありまして、今回はエコウイングあかしが真ん中に入っている形になっているんですけども、全体的に先ほどの話でもあるんですが、進行管理と計画の推進の2つが非常にわかりにくいんじゃないかなと。1、2がですね。それぞれの個別計画のほうではかなり細かい、多分これからチェックをして進捗管理をしていかなきゃいけないし、じゃあ全体の計画では何をするのかと。当然、参画と協働は大事なポイントなんですけれども、この図を見たら、エコウイングあかしが全部やるような錯覚さえ受けてしまうというところもありますし、先ほど課長からもありましたけれども、環境レポートがいろいろそれぞれがまとめたものの集大成になりますので、そこでどこまでチェックできるかも非常に疑問になりますので、全体をもう一度わかりやすくというか、個別計画との課題も含めて見直しをしていただいたほうがいいかなという気がします。例えば文言だけで、やっぱりこれからは市民であったり、市とか団体、事業者が集まって、参画と協働のもとに情報を共有して進めていかなきゃいけないと思いますので、極端に言えばそういう文言だけでもいいのではないかなという気がします。

以上です。

○会長 ありがとうございます。つまり、今いただきましたご意見は、計画の推進の主体であるとか、進行管理をチェックする主体であるとか、進行管理の対象となる施策とか、その辺の関係がよくわからないので、確かにきょうの資料の21ページの図でいくと、エコウイングあかしが明石市を回していくみたいになっています。確かに市民会議とか市民を中心としてはエコウイングあかしが中心になってくださると思うんですけども、行政、市全体の計画としてはちょっとどうかなということもあり

ますので、推進の主体、進行管理の主体、施策のチェックの対象は何なのかという、そこら辺がよくわかるように工夫したほうがいいのではないかとということです。

○委員 G それともう1点、追加ですけれども、今言いましたようなエコウイングあかしは、5年ほど前はかなり先駆けてそういう新しい体制ができたものです、パートナーシップという会議で。ですから、それを最初に入れてもらっていますので、その辺がせつかくできてきたところをやっぱりきちっと見直す、検証する。で、そういうものも見直した形の体制も一緒にやって、これからさらにまた進めていくという表現でまとめるような形でいいのではないかと思います。

○会長 つまり、エコウイングあかしの体制の見直しも考えていくという、見直しというか、その体制もいろいろより改善しながらということも、固まって固定されたものではなくて、そういうこともあるということも…。

○委員 G はい。内部的にはそういうこともやっておりますので、それも踏まえて全体の基本計画と個別計画との関係も含めてしたほうがいいんじゃないかと思います。

○会長 ありがとうございます。おっしゃるように、ほんとうにこれを実際にやっけていこうとすると、そこがすごく重要になってきますので、ぜひもう少しはっきりわかるように…。

○委員 H 今のに関連してですけれども、事務局の方に意図を教えてくださいんですが、21ページのこの図のエコウイングあかしと中央に四角で囲まれていて、左右に橙の矢印があるのは何を意味するのでしょうか。

○会長 この両方の赤い矢印ですね。これは何でしょうか。

○事務局 B 3)の下に書いてある文章の中で、さまざまな情報発信を行っていきますというところなんですけれども、情報発信をしていくということなんですけど、確かにこの図ではその辺の説明が全然ないので、わかりにくかったと思います。

○委員 H この矢印は情報発信のことですか。

○事務局 B そうです。

○委員 H じゃあ、外側の楕円の両端までこの矢印が伸びるのですよね。

○会長 外枠に情報発信と書いてあるので、この矢印はそういう意味だったら、なくてもいいんじゃないかと。この図だったらエコウイングあかしの受け持つ範囲をあらわしているような印象を受けますね。だから、この赤の矢印はちょっと問題があります。ないほうがいいんじゃないかな。すごくエコウイングあかしの責任が重いという感じを受けるので、この矢印とか図の書き方を工夫していただく。これ、もう一度検討をよろしく願いいたします。ほかにいかがでしょうか。

私から伺ってよろしいでしょうか。きょうの資料の22ページの(3)計画の見直しというところがあるんですけども、その計画の見直しという中で、3行目に「見直し期間は5年としますが」というところがあるんですが、これどういうことなんですか。例えば、容器包装リサイクル法は3年後に見直しますとか、いつの時点で見直しますということを行っているわけですよ。これだと、見直し期間は5年ということは、期間というのは幅を言っているわけですので、5年間ずっと見直しという、だから例えば、これは5年後に見直すということの意味しているんじゃないかと思うんですが、そうですか。

○事務局B そうです。

○会長 じゃ、5年後に見直す予定ということを書いたほうがいいんじゃないかと。

○事務局B はい。

○会長 では、21ページから、特に21、22ページで重い課題があったんですけども、ここを皆様のご意見に基づきまして、もう一度見直しさせていただきたいと思います。

では、市民会議さんのご意見でも、わりと初めのほうのページのご意見もあったわけなんですけど、今は14ページ以降のところについてご意見を伺ったわけなんですけど、1ページから14ページの間ではいかがでしょうか。先ほど申しましたように、細かい文章の表現とか文言とかはまだ修正できる可能性はあるんですが、今、何かお気づきの点がございましたら、よろしく願いいたします。

○副会長 先ほどの図の5-2ですね、22ページ。環境保全の取り組みが矢印で来ていて、各主体の取り組みが来てて、次、パブリックコメントとな

っているんですけれども、その主体は行政、市民、市民団体、事業者、それからエコウイングあかしと、その前の21ページの図に出てきている主体と、この5つの主体ということでよろしいんですね。その各主体が1年間に何かするわけですね。それがパブリックコメントにどう結びつくのかがよくわからないんです。政策、こういう報告書をつくるという意味ですか。こういう報告をつくって、その各主体の活動がよかったのか悪かったのかを市民に問いかけるということですね。

○会長　　これは具体的には環境レポートで各主体の取り組みの成果が表現されて、それに対するパブリックコメントをもらうという意味ですね。

○事務局B　　そうです。

○副会長　　審議会、その下に「環境レポートで公表」とあるんですけどね。

○会長　　じゃ、各主体の取り組みの成果みたいな、ここの二重丸で囲ってある「各主体の取り組み」というのが、何かの冊子がなければパブリックコメントは求められないわけなんですけど、この取り組みは実際に何を意味している、どの時期での報告書とか計画を意味しているのかということになりますね、具体的には。

○副会長　　そうですね。また下に「市民意見」があって、それが戻ってくるという、そこら辺の説明を詳しくしていただけますか。

○事務局B　　環境レポートをつくるときに、まずパブリックコメントをします。で、審議会で審議いただいて公表する、最終的に公表するわけなんですけれども、その環境レポートの中に、それを見ていただいた市民の方から意見を書いていただく用紙を入れているんですね。それをまたうちの事務局で集約して、それを取り組みに反映していくということをここでは表現しているんですけれども。

○会長　　つまり、各主体の取り組みというのは、環境レポートの原案ということになりますね。だから、各主体の取り組みの成果と書いて、下に括弧して環境レポートの原案とかそういうような、どのものを指しているのかという、報告書名みたいなものがないとわからないので、そういうふうに書いてはどうかと。

○副会長　　ただ、そのときの各主体というのは、どこまでの範囲、例えば市民団体、事業者とかは各主体に入るんでしょうか。この各主体というのが、

どういう……。

○会長 つまり、各主体というのは環境レポートに掲載される各主体の取り組みになるので、全部ということになりますね。行政、市民、事業者、市民団体。

○副会長 主体の取り組みをまとめてということですね。すべてをまとめて、何か報告みたいなものをまずつくって、それに対するパブリックコメントを求めて、そういったものをすべて環境審議会に出して、環境レポートという形で完結させて、さらに市民の意見を求めるというプロセスですか。

○会長 そうですね。だから、今のご質問の各主体は何を指すのかというと、21ページに書かれている各主体ですね。よろしいですか。

○副会長 その上に環境保全の取り組みが、そしたらどうなりますかね。各主体の取り組みとの違いは。一番上の環境保全の取り組みはどのようなものですかね。

○事務局B これは消します。

○会長 ややこしいですね。結局、これは環境基本計画にのっかってやっている取り組みという意味ですよ。

○事務局B そうです。

○会長 だから、環境保全というとややこしいですね。

○事務局A 表題は何か考えます。

○会長 もし、ここの環境保全の取り組みのところに書くとすれば、環境基本計画ですよ。それに沿って各主体が取り組むのであって、その成果があって、それが環境レポートの原案みたいなものとして出されて、それに対してパブリックコメントをもらってという順番になっているわけですよ。よく考えて、ここをもう1回検討させていただきます。矛盾があったらたがたになってしまうので。

では、最初のほうについていかがでしょうか。1ページから13ページの間で何かお気づきの点がございましたら。

私からよろしいですか。1ページ目の下のほうに(2)これまでの経緯というのがあるんですけども、「これまでの経緯」の2つ目の「また、」という文章があるんですが、1つ目の文章の固まりの下から2行目

に「平成12年2月に『明石市環境基本計画』を策定し」とありますね。そして、2つ目の文章の固まりの一番最後の行に「平成22年度までの4年間を計画期間とする『明石市環境基本計画』に改定しました」。つまり、明石市環境基本計画が2度出てきているんですけども、この表現はちょっと変じゃないかと思うんですが、ここのところは「平成19(2007)年度に見直しを行い、平成22(2010)年度までの4年間を計画期間とする明石市環境基本計画(改定版)を策定しました」と書かないと、同じことが2回出てくるのはおかしいんじゃないかと思いません。こういうふうな細かい修正はまた後でもできることなんですけれども、13ページまででいかがでしょうか。

市民会議のご意見で、例えば13ページのところに環境に関するコラムを挿入するという、コラムを入れてはどうかというご意見があったと伺っているんです。市民会議のご意見のところにあったと思うんですが、このコラムを挿入することについてはいかがでしょうか。と申しますのは、この環境基本計画は結局、行政が定めた基本計画として、この計画に基づいて着々とやっていくという性質の基本計画で、当然市民の皆さんにも知っていただかないといけないわけなんですけど、市民の皆さんにはダイジェスト版として、もう少しやわらかくしたものが別につくられる予定なんです。

○事務局A はい。

○会長 ですので、市民の皆さんにこの計画そのものを、もちろん直接見ていただいたほうがいいわけなんですけど、かなりかたくて難しいものなので、ダイジェスト版のほうにより多くコラムとか写真を入れてわかりやすいものに、例えば写真とか、まとめたほうがいいのではないかと私は思うんです。だから、この基本計画は、例えばこの前にありました基本計画の改定版を見ましても、非常にすっきりして読みやすくなっているんです。これは行政計画としてですね。だから、行政としていろいろ進めていく上では非常にすっきりして、キーワードだけでばんとうまくまとめられていると思うんですが、その中に、これそのものにコラムとか写真とかが入ってくると、まずページ数が増えるし、分厚くなるし、難しいことと易しいことが混合されているようなものになってしまうので、

市民の皆さんに理解していただきやすく、身近なものにするためには、むしろコラムとか写真はダイジェスト版のほうにより多く盛り込んではいかがかと思うんですが、いかがでしょうか。

○委員 B そのほうがいいと思います。別にこれをまた2つの目的を持って書くのは、私は大変だろうと思いますから。

○会長 ボリュームがすごく大きくなってきますしね。例えば1カ所にコラムを入れると、あちこちにコラムを入れないといけないということになりますので。では、塩野委員のご意見もいただきましたので、コラムはこの計画の中では削除というか、ダイジェスト版により多く入れていただくということにさせていただきたいと思います。ほかにいかがでしょうか、13ページまでの部分で。

○委員 D 9ページの自然環境のところなんですけれども、一番最初に明石市の代表的な自然環境ということで書いておられて、多種多様な生物が生息・生育していますとなっているんですが、ため池のところとか河川のところ、例えばため池ですと、一番最後の行に「特にミシシippアカミミガメについては、西日本有数の生息地となっています」と、よくわからない人にとってはすごくいいことというか、自慢話のように書いてあるんですけれども、特定外来生物法の要注意外来生物となっているんですけれども、これは特徴であればそういう生息地になっていて、問題となっているとか、駆除が必要になっているとか、そういうことをつけ加えておかないと、明石の特徴として挙げるのが、このままだと肯定的に書いているように読めますので、あと河川のところの「ブラックバス、ミシシippアカミミガメ、多くの外来生物が生息しています」というのは、それで多様ですと言っているのか、これが問題になっていると言おうとしているのかがわからなくて、もちろん書かれた方はわかっておられると思うんですけれども、読むほうはそういうのが特徴でいいことなのかというふうにとってしまわれるんじゃないかと思うんです。ため池なんかでしたら、特に明石はオニバスの日本一の産地ですので、そういうことも含めて書かれたほうがいいのかと思うんです。それで、市街化の進んだ都市ですので、その中でそういう外来生物の問題がありますよという表現にされたほうが、より現実的でよくわかりやすいのかなと

思うんですけど。

○会長 ありがとうございます。確かにそうですよね、私もいいことなのかなと思っていました。済みません。例えば11ページなんかですと、水質で現状と課題と分けて書いてあるわけなんですけれども、問題としてはこういうことがあるとか、問題点か明石のいい特徴なのかということが、専門外の人が見てもわかるような書き方をしたほうがほんとうはいいんですよね。駆除の必要があるとか、外来種であるので問題になっているとか書かないと。私もこのカメ、いいことだと思っていました。

○委員D いいことみたいに読めてしまいます。

○会長 では、ここ、こういう書き方を変えていただく、または課題とか問題点として別の項目を設けて強調しておくかですね。

○事務局A 在来種を圧迫していますとか、そんな表現に変えさせていただきます。

○会長 はい。ほかにいかがでしょうか。委員F、8ページの環境の現状で、温室効果ガスがぼんと来ていて、そこの下の空白には、温室効果ガスだけがここにぼんと書いてあるのはいかがでしょうか。唐突で、もちろん大気は後であるんですけれども、10ページのところで地域環境で大気とかが出てきているんですが、当然「ストップ温暖化！低炭素社会のまちあかしプラン」とかそういう個別計画があるので、温室効果ガスというふうに挙がっているし、4ページのところで計画の対象とする環境として、まず第1番に地球環境、地球温暖化となっているんですね。ですから、温室効果ガスがここにぼんと来るのはもちろんいいんですけれども、これだけでいいのかという感じがしませんか。

○副会長 やっぱり、今、温暖化の問題の例えば深刻であるとか、温暖化の問題の簡単な解説を少しだけでも入れておいたほうがいいのかと思いますね。いきなり排ガスの排出量はどれだけ出たということよりも……。

○会長 そうですね。もちろんこれから充実させていくとはいえ、知らない方がごらんになったときに、だから何なのという感じがあるので、温暖化がもたらす問題であるとか、こういうところが現状で問題になっているんだとか、ここのところはほんとうに大きな問題なので、「ストップ温暖化！低炭素社会のまちあかしプラン」という個別計画があるとはいえ、ここにもう少し書いたほうがいいですよ。

- 副会長　　そうですね。だから、このところで2番が例えば自然環境となっていて、1番が地球環境とか温暖化の問題とか、いきなり温室効果ガスとなっていますけれども、温暖化の問題とかそういう並びで書いたほうがよいです。
- 委員G　　4ページに合わせたほうがいいんじゃないですか。
- 会長　　そうですね。4ページに、対象とする環境として①地球環境となっているので、これ1)として地球環境が来るべきですね。その下に温室効果ガスであるとか二酸化炭素の何か、二酸化炭素は温室効果ガスですね、入るわけなんですけど、ここにもう少し地球温暖化に関する問題を入れたほうがいいのではないかなと。
- 委員G　　それと同じように、後に書いてある現状と課題というくくりでまとめてもらったほうが、みんなわかりやすいと思いますね。
- 会長　　そうですね。同じトーンでちゃんと項目を挙げたほうがいいですね。いかがでしょうか。エネルギー関係の委員の皆さん。
- 副会長　　今おっしゃったエネルギー環境というのは、こういう問題として入ってくるんですかね。今、節電しなさいとか言われていますよね。ここでは、それを環境の問題とは含めない、温暖化の問題に含めたりも特にしない。どうなんですか、ここは環境問題でやっているの。
- 委員H　　しかし、平成19年3月発行の改定版の中の2ページ目の対象とする環境項目の中には、資源・エネルギーなどの適正な利用というのが書いてあるんですが、今回は削除されている。
- 副会長　　そうですね。
- 委員H　　それを私は聞こうかなと思っていたら、副会長が先におっしゃったから。今回の対象とする環境の中に5つ書いてあるんですが、平成19年3月発行の改定版には対象とする環境項目の3番目に資源・エネルギーなどの適正な利用というのがありました。これを削除された理由は何ですか。
- 会長　　これはいかがでしょうか。個別計画との関係で、こういうふうに対象項目にしたという理由か何かあるんでしょうか。
- 事務局B　　エネルギーの利用に伴いまして温室効果ガスが発生して、温暖化の原因となるということで、今回、地球環境の地球温暖化、このくくり

入れたという意図です。

○会長　　確かに個別計画との関係でいうと、廃棄物は今、副会長のところでや
っていらっしゃるのと直接結びつくし、資源も廃棄物の中に入れて3R
とかいうことができるので、エネルギーが地球環境に入るとともに、安
全・安心のところ再生可能エネルギーのところを補充するということ
があったので、出るということなので、前にあった資源・エネルギーな
どの適正利用というところは、今回でいう①の地球環境と③の廃棄物の
ところに分散して配置されているみたいな感じになっているわけですよ
ね。よろしいですか。

○副会長　　はい。

○会長　　個別計画とも関連づけないといけないので、そういうことだと思っ
てますが。

○副会長　　個別計画で整理し直したときに、抜けてしまっている、あるいは抜
けたように見えるところはしっかりともう1回どこかにはっきりと入れて
おかないといけませんね。さっきのエネルギー問題についてはね。

○会長　　資源・エネルギーのところ抜けて落ちがないかですね。もう1回見直
したいと思います。

それから、4ページの(6)の計画の期間があるんですけども、普
通一般的な基本計画だったら、本計画の期間は10年間としますとかき
っぱり書くと思うんですが、ここだと「10年間とします」が「将来世
代に及ぶ環境までを視野に入れて、計画を定めます」と書いていますよ
ね。ここで言う意味が先ほどの「100年先」みたいなことも、この
計画の中でうたっているんで、「将来世代に及ぶ環境までを視野に入れ
て、計画を定めます」というふうになっているとは思いますが、ちょ
っとそのところは「100年後」を「将来に向けて」に変えるという
こともありましたので、この計画の期間は「10年間とします」と一
遍切ってしまうと、「ただし、将来世代に及ぶ環境も視野に入れます」み
たいな書き方のほうがいいんじゃないでしょうか。「10年間としま
すが」と言ってしまうと非常にあいまいなものになってしまうので、計画
そのものは10年間ときちっと考えているんです。もう少し広い範囲も
視野に入れていきますということを付加的した言い方のほうがいいのでは

ないかと思えます。他の自治体の計画も期間はばんと言っていると思うので。

あと10分ぐらいしかないんですが、いかがでしょうか。何かほかに。よろしいでしょうか。

そうしましたら、ほんとうに細かいことにつきましてはまだ議論の余地がありますので、また次回の審議会でもご意見をいただければと思います。

では、ここまでにさせていただきまして、その他につきまして事務局から何かご連絡がありますでしょうか。

○事務局 B 本日、審議していただきましたことにつきまして、いただいた意見をもとに、この骨子案に文章を肉づけしていきまして、素案として作成させていただきたいと思えます。次回の審議会にそれを諮らせていただきたいと思いますと思うのですけれども、次回は10月の中旬から下旬に想定しておりますので、また日程調整できましたら皆様にご連絡させていただきたいと思えます。どうぞよろしく願いいたします。

○会長 よろしいでしょうか。スケジュールなどにつきまして、ご質問よろしいでしょうか。

では、ないようでしたら、これで本審議会を閉会させていただきたいと思えます。

よろしいですか、事務局。事務局からごあいさつがあります。

○事務局 A どうもありがとうございます。10月、今度は素案になりますけれども、なるべく早目に送らせていただきます。今度は文言の内容とかをお願いしたいと思えます。それに先立ちまして、市民会議は上旬の6日、7日ぐらいで行う予定にしておりますので、委員の皆様におかれましてはお忙しいところ申しわけありませんけれども、次回はなるべく早く送りますので、内容も吟味していただければと考えております。よろしく願いします。

本日はありがとうございます。

○会長 ありがとうございます。

(閉会 午後3時49分)